

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2012年度第4回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナー開催のご案内

2012年度第4回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナーを以下のとおり開始致します。
第1部は中国 IPG 会員のみが参加し、中国日本商会 IPG (北京 IPG) 運営に関わる連絡や中国日本商会 IPG 各 WG 活動の情報共有を図ります。第2部は中国 IPG 会員に限らず皆様にご参加いただき、知財に関わるセミナーを開催します。

今回は、森濱田松本法律事務所の遠藤誠弁護士より「中国における特許侵害訴訟への対策」、北翔知識産権代理有限公司の西内盛二弁理士より「中国特許情報の実態把握」について、それぞれご講演をいただく予定です。

参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、11月23日(金)までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2012年11月27日(火)

13:30-14:30 中国日本商会 IPG 全体会合 [会員限定] 中国 IPG 会員のみ参加可

15:00-17:00 JETRO 知財セミナー [公開]

受付：中国 IPG 会員の方 13:00から

中国 IPG 会員以外の方 14:30から

場所：北京万豪酒店 (Marriott Beijing City Wall) 2階 Executive Ballroom A

北京市東城区建国門南大街7号 Tel: 010-5811-8661

主催：日本貿易振興機構、中国日本商会 IPG

内容：

第1部 中国日本商会 IPG (北京 IPG) 全体会合

- ・ 幹事会・戦略委員会活動紹介
- ・ IPG 各 WG、中国人実務者研修会活動紹介など

第2部 JETRO 知財セミナー

- ・ 「中国における特許侵害訴訟への対策」 森濱田松本法律事務所 遠藤誠 弁護士
- ・ 「中国特許情報の実態把握」 北翔知識産権代理有限公司 西内盛二 弁理士

定員：80名

参加費：無料

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jetro-pkip.org/>

2. 在中日系企業経営者向けセミナー「中国における事業戦略の策定とリスク管理」開催のご案内

在中国日系企業の経営陣の皆様が今後の中国事業戦略を検討される際には、様々な情報リソースを活用されているかと存じますが、今回は3つの視点、1. マクロ経済動向、2. 欧米企業等の中国事業成功事例と成功要因、3. 中国事業におけるリスク管理についてご紹介させていただきます。本セミナーでは、現在の中国マクロ経済をどのように捉えるのか、中国の政策実行やマーケットの変化に合わせて欧米企業等がどのような戦略を持っているのか、また事業実施上、特に生産や研究開発の現場で留意すべきリスクは何かについて、3名の講師よりご講演をいただく予定です。

参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、11月27日（火）までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

-記-

日時2012年11月29日（木）

15：30-17：30 講演（無料）

18：00-19：30 懇親会（200元／名、長富宮飯店付近※参加者に別途ご連絡）

場所長富宮飯店 2階 水蓮の間（北京市建国門外大街26号 Tel：010-6512-5555）

講演 1. 「中国のマクロ経済動向」（20分）

ジェトロ北京事務所 副所長 箱崎大

2. 中国における事業戦略の策定 ～欧米中企業の成功事例～（40分）

北京天正創智信息技术有限公司（CHINAWAY） 総経理 尹昌来 氏

内容：欧米中企業の産学連携・標準化・国家プロジェクト等を活用した成功事例

3. 中国での事業実施における知財リスク管理（40分）

森濱田松本法律事務所 弁護士 遠藤誠 氏

内容：営業秘密管理、研究開発人材の労務管理、経営者が留意すべき知財リスク

対象在中国日系企業に勤められる経営陣・営業・生産・研究開発等のご担当者

定員50名

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jetro-pkip.org/>

3. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月2回、第2・第4水曜日、14：00～17：00の時間内にて原則1時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路8号 亮馬橋大厦写字楼2座19階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailにてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部

E-Mail：post@jetro-pkip.org

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 広東省「展示会専利保護弁法」発布、15日より施行（国家知識産権網 2012年10月10日）
2. 広州市知識産権局、「行政強制法」の徹底に複数の施策（国家知識産権網 2012年10月29日）

○ 中央政府の動き

1. 国務院：知的財産権サービスなど、サービス業発展の重点任務を決定（国家知識産権網 2012年9月28日）
2. 国務院、科学技術体制改革の任務分担を決定（国家知識産権網 2012年10月11日）
3. 王岐山副総理、民生に係わる商品の模倣品摘発を強調（国家知識産権網 2012年10月10日）
4. 国家知識産権局、知的財産権サービス業について調査開始（国家知識産権網 2012年10月15日）
5. 国家知識産権局、戦略的新興産業の知財関連活動の業務分担などを決定（国家知識産権網 2012年10月19日）
6. 五大特許庁審査官シンポジウム開催、SIPO 局長「質と効率向上を期待」（国家知識産権網 2012年10月24日）
7. 林業科技「十二五計画」発表、特許件数倍増目指し（国家知識産権網 2012年10月24日）

○ 地方政府の動き

1. 四川省、戦略的新興産業の知的財産権活動を強化(国家知識産権網 2012年9月29日)
2. 武漢市「市民の家」に特許技術展示取引センターが入居(国家知識産権網 2012年10月9日)
3. 浙江省義烏市、国から知的財産権保護モデル都市に認定(国家知識産権網 2012年10月15日)
4. 江蘇省淮安市、知財犯罪摘発に関する行政・司法の提携強化で意見発布(国家知識産権網 2012年10月17日)
5. 中関村のモデルパークで商標プロモーション大会を開催(国家知識産権網 2012年10月19日)

○ 司法関連の動き

1. 江蘇省、知的財産権紛争の調停・訴訟に関して指導意見発布(国家知識産権網 2012年10月13日)
2. 知的財産権民事一審事件の結審件数、3年前より倍増(国家知識産権網 2012年10月19日)
3. 最高裁、知的財産権分野の司法改革を着実に推進(国家知識産権網 2012年10月21日)

○ 統計関連

1. 欧州への特許出願が5年間で3割増、独メディアが報道(国家知識産権網 2012年10月8日)
2. 国家知識産権局、「炭鋳機械専利分析報告書」発表(国家知識産権網 2012年10月11日)
3. 今年1～7月、知財管理部門の受理した専利事件が大幅増(国家知識産権網 2012年10月12日)
4. 1～9月の専利電子出願率、全国は80.1%、8地方が80%以上に(国家知識産権網 2012年10月22日)
5. 「十一五」期の専利審査件数、「十五」期のおよそ3倍に(国家知識産権網 2012年10月29日)

○ その他知財関連

1. 「優秀な代理機構と弁理士」選出活動、専門家審査会が開催(中国知識産権資訊網 2012年10月19日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 広東省「展示会専利保護弁法」発布、15日より施行★★★

広東省政府の常務会議で採択された「広東省展示会専利保護弁法」は今月15日より施行されることになった。展示会での知的財産権保護に取り組んでいた広東省の近年の経験、方法を総括したもので、展示会での知的財産権保護の長期的体制に法律上の保障を提供するものとみられる。(専利：特許、実用新案、意匠を含む)

同弁法は7章47条からなる。「弁法」の適用範囲、担当部署、実施体制などが盛り込まれたほか、▽展示会主催側、管理当局、公衆の義務・権利、▽展示会における専利保護の行動規範、▽展示会における権利侵害の紛争調停体制、▽管理当局の紛争対応体制、▽誠実

信用記録制度一などが明記されている。

また、展示会で起こった専利権侵害の紛争について、権利者や利害関係者は展示会の設けた苦情処理窓口や行政当局に調停、処理を要求できるほか、直ちに裁判所に提訴することもできるとの規定も取り込まれている。展示会主催側が苦情処理窓口を設けない、または苦情を受理しない場合は、管理当局から最高1万円の料金を処されることとなる。(国家知識産権網 2012年10月10日)

★★★2. 広州市知識産権局、「行政強制法」の徹底に複数の施策★★★

今年1月1日に「行政強制法」が施行されたのを受け、広州市知識産権局は専利（特許、実用新案、意匠を含む）の行政管理当局として、行政強制措置の適切な実施を確保するために、多くの施策を講じてきた。

同局は「行政強制法」と「行政処罰法」、「専利法」、「専利実施細則」、「広東省専利条例」などの法律法規の相互関係の研究に取り組むとともに、第一線実務者による「行政強制法」の研修を開催するなど、啓蒙普及を強化している。このほか、広東省の現行規定の中に新法律に適応しない内容の改正を進めてきた。

行政強制措置の自由裁量権の正確な行使と法執行の規範化を目指し、市知識産権局は「専利行政法執行の自由裁量権に関する規定」を公布、実施した。また、強制措置の実施手続きについて、差し押さえの期間内に専利詐称事件、専利紛争事件の処理を済ませるよう要求するなど、きちんとした手続きの履行に注力している。(国家知識産権網 2012年10月29日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 国務院：知的財産権サービスなど、サービス業発展の重点任務を決定★★★

国務院の温家宝総理が26日、国務院常務会議を召集し、「十二・五（第12期五カ年計画期、2011-2015年）」期の中国のサービス業の発展の加速化について取り決めた。会議では、知的財産権サービスシステムの整備と健全化を強調した。

会議では、第12期五カ年計画期間のサービス業の発展における重点任務に、▽工業の構造転換・高度化、農業の近代化の促進のため、金融、ビジネス、コンサルティングなどのサービス業の発展を急ぐこと、▽都市部と農村部の住民の多様化したニーズをめぐり、家庭サービスや法律サービスなど生活サービス業の発展を推進すること、▽サービス業の外資導入分野を拡大し、外資導入の質と水準を高め、サービス業における国際交流・協力の拡大を図ること、▽市場参入条件の緩和や奨励措置により、各種資本がサービス業に投資するよう導くこと一などが挙げられた。

会議は現代物流、ハイテクサービス、文化産業、電子商取引、観光業、設計コンサルティング、健康・高齢者サービス、農村サービス、海洋サービスその他新興産業、新しいタイプの業態を発展加速の重点分野とする方針を強調した。(国家知識産権網 2012年9月28日)

★★★2. 国務院、科学技術体制改革の任務分担を決定★★★

国務院がこのほど発表した「科学技術体制の改革を深め、国家イノベーション体系の構築を加速させるための意見」では、関係各部署の任務分担が明記されている。この中、「知的財産権の創造・運用・保護・管理の強化」については、国家知識産権局部門が担当するとしている。

同「意見」では、中国が知的財産権の創造・運用・保護・管理を強化し、第十二期五カ

年計画（2011～2015年）に人口1万人当り平均の特許保有件数が3.3件に達し、重大コア技術分野の特許体制分析・早期警報体制を確立し、知的財産権保護の措置を改善し、権利擁護体制を整備するとの目標が盛り込まれている。また、これらの活動は国家知識産権局がリードし、科技部や国家工商行政管理総局、国家質量監督検験検疫総局、国家国防科技工業局、総装備部が参与する形で展開されると明記されている。

このほか、「意見」は▽「科学技術進歩法」をはじめとする関連法律の実施徹底、▽技術成果の転化を促進する法律の改正、▽イノベーション活動への保護強化、▽知的財産権や技術成果を侵害する違法、犯罪行為の厳罰一なども求めている。この分野の活動は科技部と国家知識産権局を中心に、商務部、国家工商行政管理総局、国务院法制弁公室が参加して共同実施するとしている。（国家知識産権網2012年10月11日）

★★★3. 王岐山副総理、民生に係わる商品の模倣品摘発を強調★★★

第4四半期の模倣品摘発活動、政府機関の正規版導入作業の推進について9日北京で開かれた会議で、国务院の王岐山副総理が、民生に係わる商品に焦点を合わせ、集中的摘発を行うなど模倣品摘発を強化するよう求めた。

今年に入って、各地方と国の関連部門は国民の生活に係わる重点商品や重点分野に力を入れ、特別法執行を実施するなどにより、多くの重大事件の摘発につながった。王副総理は、▽行政法執行と刑事司法の連係体制の整備、▽関連法律の改正、▽知的財産権保護の長期体制の整備、▽省レベル政府機関の正規版ソフトウェア導入一などの分野の進捗状況を総括した上、成果の確保に引き続き尽力するよう呼びかけた。

第4四半期の重点活動について、王副総理は、薬品や医療機器、建材、化学肥料、農薬、種子などの模倣品、劣悪製品の摘発に重点を置き、商標権、著作権、専利権の侵害とネット上の模倣品製造販売を厳しく摘発し、県レベル政府機関による正規版ソフトウェア導入を強化しなければならないと指摘した。

王副総理はまた、権利侵害摘発は歴史的な任務だとし、現段階の重点作業と長期的目標とを結びつけて推し進め、消費者の権益保護やイノベーション環境の構築を促す模倣品摘発活動のPRをいっそう強化する必要があると強調した。（国家知識産権網 2012年10月10日）

★★★4. 国家知識産権局、知的財産権サービス業について調査開始★★★

国家知識産権局はこのほど、2012年度の知的財産権サービス機構を対象とした調査・研究を正式に始動した。

同局企画発展司の責任者によると、今回の調査は知的財産権サービス業の企業の基本情報、財務状況、業務状況などが主な内容で、国内31の省、自治区、直轄市にある関連企業1万681社が対象となっている。国家知識産権局がアンケート票やサンプルなどを作成し、各地方の知識産権局がアンケート票の配布、回収を担当する。11月15日までにすべてのデータを国家知識産権局に提出することが求められる。

国家知識産権局では今回の調査について、中国の知的財産権サービス業界の状況の把握と、業界の発展促進に向けた重要な活動の1つとして捉えている。同責任者はまた、調査の実施を前に、国家知識産権局は調査内容や対象、スケジュールなどについて関連企業に詳細な説明を行ったことを明らかにした。（国家知識産権網 2012年10月15日）

★★★5. 国家知識産権局、戦略的新興産業の知財関連活動の業務分担などを決定★★★

国家知識産権局は国务院弁公庁の出した「戦略的新興産業の知的財産権活動を強化する

ための若干の意見」の実施、徹底に向け、所轄の各部署、機構による業務分担、重点任務などを盛り込んだ活動プランを作成した。その中に、重大な経済・科技活動に係わる知的財産権審議制度の確立が重点任務の1つとして取り込まれた。

国家知識産権局の責任者によると、この活動プランは5つの分野の活動を50の具体的施策に分けて、行政管理から特許審査までの業務分担をそれぞれ明確にした。知的財産権の創造、戦略的新興産業の発展基盤の強化について、創造能力の明らかな向上と多数の核心的技術特許の取得、新興産業の核心競争力の強化という目標が掲げられ、▽重大な経済・科技活動に関わる知的財産権審議制度の確立、▽重大な科技プロジェクトでの知的財産権戦略の実施、▽科学的で効率的な評価指標体系の確立、▽知的財産権品質促進プロジェクトの実施、▽特許審査方式の改善一などの任務が取り込まれている。(国家知識産権網 2012年10月19日)

★★★6. 五大特許庁審査官シンポジウム開催、SIPO 局長「質と効率向上を期待」★★★

中国国家知識産権局の主催する第4回五大特許庁審査官シンポジウムは22日、北京で開催された。日本特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、欧州特許庁 (EPO)、韓国特許庁 (KIPO)、及び中国国家知識産権局 (SIPO) からの審査官がシンポジウムに参会した。SIPO の田力普局長は開幕式に出席し、演説を行った。

田局長は五大特許庁による協力の状況を説明したうえで、世界のおよそ80%の特許審査業務を担当している五大特許庁は、世界中のイノベーションに携わる人々の需要に対応するためには、審査の質と効率の向上に引き続き取り組んでいかなければならないと指摘した。また、田局長はシンポジウムの開催について、五大特許庁の審査官たちの互いに学び合い、交流と理解を深める場になるよう期待を示した。

今回のシンポジウムは五大特許庁の共同人材育成プロジェクトの一環として、SIPO の専利局人事教育部と国際協力司、審査業務管理部、中国知的財産権研修センターにより共催されるものである。五大特許庁からの審査官たちはシンポジウムにおいて、検索と先行技術、新規性、進歩性の4つのテーマについて議論を交わす予定。(国家知識産権網 2012年10月24日)

★★★7. 林業科技「十二五計画」発表、特許件数倍増目指し★★★

林業分野の「科学と技術発展の『十二五』計画」(十二五：2011年から2015年)はこのほど正式に発表された。特許件数が前の五年間より倍増し、新興産業の生産高が3兆5千億元に達するとの目標が掲げられている。

自主的イノベーションを通じて知的財産権を取得し、産業の発展能力を増強することは「十二五」期における林業の新興産業発展の鍵となっていると国家林業局の専門家が指摘している。バイオ、新エネルギー、新材料などを含む戦略的新興産業の発展促進に向け、国家林業局は林業分野の知的財産権戦略実施計画を踏まえて、81の重大科学技術プロジェクトの実施を決定した。林業分野の知的財産権の数の増加に伴い、林業に係わる新興産業の規模も絶えず拡大し、急成長を続けてきた。2011年に林業に係わる特許の登録件数が前年より10%増えて、1万4000件に達した。

一方、市場競争が激しさを増す中、知的財産権の面の能力不足も問題視されるようになった。バイオエネルギー分野の特許からみれば、中国での出願件数トップ10に外資系企業が6社あった。自主的イノベーション能力の向上、製品技術の改善、付加価値の増加などの課題の解決を急ぐ必要があると林業局の責任者が指摘している。(国家知識産権網 2012

年10月24日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 四川省、戦略的新興産業の知的財産権活動を強化★★★

四川省はこのほど、第110回常務会議を開き、知的財産権に関する活動報告を聴取した上、「戦略的新興産業の知的財産権活動の強化に関する意見」を採択した。

会議では、自主的イノベーションを推進し、戦略的新興産業の知的財産権活動を強化することが、産業構造の改善や発展モデルの転換、戦略的新興産業の核心的競争力の向上につながる重要な意義を指摘するとともに、核心技術に係わる知的財産権の取得、重大技術成果の移転・実用化、リーダー企業の競争力向上に努め、知的財産権を有する産業、企業、製品の育成に力を入れなければならないと強調した。

四川省は専利（特許、実用新案、意匠を含む）、商標、植物新品種などの出願、登録件数が国内トップレベルにある。2011年に専利出願件数が全国7位の4万9734件で、優位性を有する産業と戦略的新興産業分野の専利出願件数が1万6332件で、前年より51.38%増加した。（国家知識産権網2012年9月29日）

★★★2. 武漢市「市民の家」に特許技術展示取引センターが入居★★★

このほど試験的運用を開始した武漢市政務サービス中心（武漢「市民の家」）に、国家専利技術（武漢）展示取引センターが入居した。同センターは武漢市の抱える6つの公共資源取引プラットフォームの1つとして、市民や企業に専利（特許、実用新案、意匠を含む）技術の展示、取引、資金支援などに関するコンサルティング、サービスを提供する。

「市民の家」三階の公共資源取引ホールに同センターが設けた窓口を通じて、企業や市民は専利取引関連の登録、発布、展示、技術契約登録、資金支援関連の業務を扱うことができる。同センターはまた、「市民の家」が今後に本格的運用を開始した後、その施設を活用し、様々な展示取引イベント、研修フォーラム、シンポジウムを開催するなど、国内一流の専利技術取引プラットフォームを構築し、武漢市の専利技術の実用化をいっそう促進することとしている。

国家専利技術（武漢）展示取引センターの入居したこの「市民の家」には50の行政許認可窓口、6つの公共資源取引プラットフォーム、10の公共サービス機構、76の代理サービス機構が入居し、政務サービス、企画展示、教育研修、ビジネス会議、レジャーを一体化した総合的サービス施設である。（国家知識産権網2012年10月9日）

★★★3. 浙江省義烏市、国から知的財産権保護モデル都市に認定★★★

浙江省義烏市は知的財産権戦略の実施に尽力し、組織体制の健全化、制度整備の強化などを通じて現地の市場の発展に相応しい知的財産権保護のメカニズムを構築し、特色のある知的財産権活動のあり方の模索に成功している。2009年11月に国家知的財産権創建試行都市に選ばれたのに続き、今年9月に国の検査に合格し、国家知的財産権創建モデル都市に認定された。

義烏市は知的財産権の保護強化に向け、まずは組織体制の健全化、監視管理ネットワークの構築に力を入れてきた。知的財産権を巡る紛争の調停機構として義烏市知的財産権サービスセンターを設立した上、所轄の13の鎮・街道弁事処（町役場）、主要市場、工商局、税関、裁判所などからなる知的財産権連絡官ネットワークを構築し、定期的に会合を開き、情報共有や経験交流などを行っている。

義烏市はまた、知的財産権発展戦略と計画を作成し、「義烏市専利補助・奨励経費実施細則」、「ブランドの国際化をさらに進めるための若干意見」などを発布し、知的財産権の管理・実用化、奨励、資金支援、保護を含めた一連の施策を講じて、知的財産権保護制度の整備、長期体制の確立に取り組んでいる。

このほか、同市は「義烏市展示会知的財産権保護弁法」を改正したり、経営者が対象の信用記録システムを確立したりするなどして業界自律を促進し、管理部門間の連絡体制を整備し、行政と刑事との連携を密にするなど監視管理活動の協調を強化するよう取り組んできた。(国家知識産権網2012年10月15日)

★★★4. 江蘇省淮安市、知財犯罪摘発に関する行政・司法の提携強化で意見発布★★★

江蘇省淮安市知識産権局と淮安市人民検察院などの7部門はこのほど、「知的財産権侵害を巡る違法、犯罪事件の摘発で提携協力を強化するための意見」を共同発布し、実施した。

この「意見」は知的財産権関連事件の摘発に際して知的財産権の行政法執行部門と公安局、人民検察院、人民法院（裁判所）が提携、協力するよう求め、事件関連の手がかりの提供、事件の摘発、知的財産権の保護、啓蒙普及、育成訓練などに関する規定が盛り込まれている。また、各部門間では「意見」に基づき、連絡官制度、連合会議制度、重大事件協商制度、情報共有制度、事件処理専門化制度などを確立することになっている。

「意見」の発布に合わせて、市の知的財産権事件専門家グループと淮安市人民検察院知的財産権活動室が設立された。知的財産権保護をめぐる各業務での交流強化、違法犯罪行為の効果的な摘発が目指される。(国家知識産権網2012年10月17日)

★★★5. 中関村のモデルパークで商標プロモーション大会を開催★★★

中関村の国家商標戦略実施モデルパークの構築、入居企業の商標登録、使用、管理、保護の能力向上を一層推進するための商標プロモーション大会が10月16日に、北京で開催された。会場で第一陣の商標モデル企業5社と試行企業50社に銘板が授与されたほか、中関村商標サービスセンターの銘板除幕式が行われた。

北京市工商行政管理局と中関村科技パーク管理委員会が共催するこのプロモーション会に、国家行政管理総局、北京市工商行政管理局の関係責任者と、パーク入居企業、産業連盟、業界協会、知的財産権サービス機構からの代表200名が出席した。

2年前に設立された中関村国家商標戦略実施モデルパークは商標をめぐる各分野で大きな成果を遂げている。昨年末までにパーク内の企業による商標出願件数が5万6162件に達し、馳名商標の件数が北京市全体の27%を占めるようになっている。(国家知識産権網2012年10月19日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 江蘇省、知的財産権紛争の調停・訴訟に関して指導意見発布★★★

江蘇省知識産権局と江蘇省高級人民法院（高等裁判所）はこのほど、「人民法院が知的財産権支援センターに知的財産権関連の民事紛争事件の調停を依頼、要請することに関する意見」を共同発布した。知的財産権紛争に係わる訴訟と調停の協調業務を指導するうえの重要な書類であり、知的財産権支援センターの役割を生かせ、江蘇省の知的財産権保護レベルの向上につながることを期待される。

「意見」で知的財産権民事紛争事件における訴訟・調停の協調体制が確立され、裁判所は知財支援センターに調停を依頼したり調停への参与を要請したりすることができるよ

うになる。国家知識産権局が江蘇省に設立した8つの知財支援センターとその所管部署はいずれも裁判所から委託や要請を請け負い、知的財産権民事紛争事件の調停を行うことができる。具体的な手続きのほか、「意見」には調停担当官の選任、回避、守秘義務などに関する詳細な規定も盛り込まれている。

江蘇省内の常州市、鎮江市、南通市などではすでに訴訟・調停の協調体制に関するパイロットプロジェクトが展開されているという。省知識産権局は今後、裁判所と提携を深め、8つの知的財産権支援センターの職能を十分生かせるよう努めることにしている。(国家知識産権網 2012年10月13日)

★★★2. 知的財産権民事一審事件の結審件数、3年前より倍増★★★

2011年に全国の各裁判所で結審した知的財産権民事一審事件は5万8201件で、2008年のおよそ2倍となっている。3年間で倍増した伸び率は裁判所の知的財産権裁判分野における成果を語っている。

2008年に全国の裁判所で新たに受理した知的財産権民事一審事件が前の年より36.52%増の2万4406件で、結審が同35.2%増の2万3518件だった。知的財産権をめぐる刑事事件が3326件結審された。行政事件は受理件数が1074件、審決が1032件となっている。

2009年に民事事件が大幅に増加し、新たに受理した件数が25.49%増の3万626件で、結審件数が29.73%増の3万509件となっている。刑事事件の結審件数は3660件で前年より10.04%増えた。行政事件は受理件数が92.92%増の2072件、結審件数が90.99%増の1971件だった。

2010年に知的財産権民事一審事件の受理件数が4万2900件で2009年より40.18%増加した。結審件数が36.74%増加し、4万1700件に達した。いずれも急速な増加傾向を続けたが、2011年にさらに大幅に増加し、受理件数が38.86%増の5万9612件、結審件数が39.51%増の5万8201件となっている。(国家知識産権網 2012年10月19日)

★★★3. 最高裁、知的財産権分野の司法改革を着実に推進★★★

最高人民法院(最高裁)は国内裁判所の重要な活動の1つとして、知的財産権分野の司法改革、裁判資源配置の合理化を着実に推進している。

知的財産権に係わる民事、行政、刑事事件を知的財産権裁判業務の担当法廷で集中的に審理させる「三審合一」制度がいっそう普及され、下部裁判所、中級裁判所による知的財産権関連事件の管轄範囲の構成が一段と改善された。2011年末に全国では5つの高級裁判所、50の中級裁判所、52の下部裁判所が「三審合一」制度を試験的に導入し、江蘇省や浙江省、内モンゴル自治区などの高級裁判所が現地の検察院、公安庁との提携を深め、「三審合一」の試行における刑事保護の問題について指導的意見を共同発布した。

最高裁の統計によると、知的財産権関連事件の管轄権を有する中級裁判所の数は権利別に見ると、専利(特許、実用新案、意匠を含む)が82、植物新品種が45、集積回路配置が46、中国馳名商標の認定が43となっている。一般の知的財産権事件の管轄権を有する下部裁判所の数は119に達している。

新しい裁判制度の模索について、最高裁は中国インターネット協会と「インターネットにおける知的財産権紛争調停メカニズムに関する覚書」を締結し、訴訟と非訟を結びつけた紛争解決の体制作りで提携することに合意している。上海や江蘇、青海などの省の高級裁判所では技術調査メカニズム、専門家シンクタンク、専門家裁判員などの制度の確立、導入を積極的に進めてきた。

裁判の透明度向上について、各裁判所で「陽光司法」の方針を堅持し、定例記者会見、

裁判所開放日、オンライン生中継などの措置を講じたほか、最高裁は「中国裁判所司法保護状況」白書の発表や「中国知的財産権裁判文書」ウェブサイトの開設などを通じて裁判業務の透明度向上に努めてきた。(国家知識産権網 2012年10月21日)

○ 統計関連

★★★1. 欧州への特許出願が5年間で3割増、独メディアが報道★★★

ドイツの「フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトUNG」の報道によると、欧州特許庁(EPO)の受理した特許出願は現在、7%が中国によるもので、最近5年間に中国の同庁に提出した特許出願が3割増加したことがわかった。

同紙は報道の中で、かつて安価なグローバル加工企業だった中国は研究開発、イノベーション能力がますます強まっていると指摘した。一方、オーストリア特許庁(APO)のリーダー長官は、イノベーション能力から見れば、中国だけではなく、日本、米国、韓国、イスラエルを含めた多くの国が快速に発展し、欧州を超えているとの認識を示している。欧州特許庁の受理した特許出願24万5000件の中に、「欧州特許条約」加盟国によるものはたった38%であった。欧州の人口百万人当りの特許出願件数152件に対し、日本が370件、韓国が263件、イスラエルが212件、米国が192件となっている。

中国の欧州での特許出願は百万人当たり13件だった。これについて、リーダー長官は中国国内の昨年の百万人当りの出願件数が740件で、前の年より200件も増加したと指摘し、この数字はいずれに欧州に移転されるだろうとの考え方を示した。(国家知識産権網 2012年10月8日)

★★★2. 国家知識産権局、「炭鋳機械専利分析報告書」発表★★★

国家知識産権局はこのほど、炭鋳機械に係わる特許、実用新案の出願登録状況をまとめた「炭鋳機械専利分析報告書」を正式に発表した。

中国の炭鋳機械の専利出願は近年大幅に増加し、2010年12月31日までに6813件に達し、この中に特許出願が1779件、実用新案が5034件だった。また、2006年から出願件数が急増してきたが、各技術分野において実用新案出願が大きなシェアを占め、特許の2、3倍となっていることがわかった。

報告書によると、国内市場ではコストパフォーマンスの高い国産品は優位性が明らかで、輸入品は市場シェアが小さかった。油圧支保工やボーリングマシンなどは、外国製品のシェアが非常に低く、ほとんどは国産品が使われている。一方、採炭機などの分野では外国製品がハイエンド市場を占有し、国内メーカーが格差縮小のため技術開発に力を入れなければならないと指摘された。(国家知識産権網2012年10月11日)

★★★3. 今年1～7月、知財管理部門の受理した専利事件が大幅増★★★

今年1～7月に全国の知的財産権管理部門が各種類の専利事件あわせて2248件を受理し、去年の同じ時期より13%増加した。このほど開かれた「中央企業知的財産権保護・イノベーションフォーラム」でわかった。(専利：特許、実用新案、意匠を含む)

知的財産権管理部門の受理した専利事件が近年、明らかに増加の傾向を示している。国の関連部門が啓蒙普及に力を入れていることで、権利保護の意識が向上したとともに、管理当局の法執行の能力、効率の強化がうかがえると一部の専門家が指摘している。国家知識産権局の関係責任者によると、知的財産権の各分野の中で国内の専利保護は依然として弱い一環で、およそ30%の権利者は権利侵害に遭ったことがあるが、その中のたった10%が権利保護の措置を講じていた。

権利侵害と詐称行為への処罰を強化するために、国家知識産権局では2011年末に専利法改正の準備作業を始動させ、専利侵害行為への積極的調査、賠償額の判定、行政処罰、証拠集めなどについての調査・研究を始めた。また、専利法の改正は今年の国务院の立法活動計画の一部となっており、現在はずでに改正案が完成し、一般向けの意見募集を終了したところである。(国家知識産権網 2012年10月12日)

★★★4. 1～9月の専利電子出願率、全国は80.1%、8地方が80%以上に★★★

国家知識産権局が今年2月に出した「専利の電子出願の普及作業を一層推し進めるための追加通達」では、年末までに通年の電子出願率が80%に、代理機構による電子出願率が95%に達するとの目標が掲げられている。この通達を受け、各地方の知的財産権管理当局が電子出願の普及に力を入れ、電子出願を利用するユーザーに便宜を提供するなど、電子出願率の向上に努めてきた。国家知識産権局の統計によると、今年1～9月の全国の専利(特許、実用新案、意匠を含む)電子出願率が80.1%に達した。

江蘇、雲南、四川、貴州、上海、福建、遼寧、湖南の8地方は1～9月の電子出願率が80%を超えた。9月の電子出願率では全国が85.7%となり、20の省(直轄市、自治区を含む)が78%を超えた。

9月末までに専利代理業務を展開している全国の830の代理機構の中に、812の代理機構が電子出願を提出した。654の代理機構は電子出願率が100%だった。また、全国で21の省(直轄市、自治区を含む)は代理機構の電子出願率が95%に達した。(国家知識産権網 2012年10月22日)

★★★5. 「十一五」期の専利審査件数、「十五」期のおよそ3倍に★★★

中国は特許制度を確立してからの30年間で目覚ましい成果を収めている。2006年から2010年の第十一期五ヵ年計画(十一五)期間中の三種類権利の審査件数はいずれも「十五」期(2001-2005年、第十期五ヵ年計画)のおよそ3倍になっている。国家知識産権局の関係者への取材でわかった。

三種類権利の審査期間も安定を維持しながら下降の傾向を示している。2011年末には特許の審査期間が前年末より1.3ヶ月減少した22.9ヶ月になっている。実用新案が4.7ヶ月、意匠が2.6ヶ月とそれぞれ短縮した。

今年上半期(1-6月)に国家知識産権局は三種類権利(特許、実用新案、意匠)あわせて85万7千件を受理し、前年の同じ時期より26.8%増えた。この中、特許出願が同18.3%増の25万8千件だった。上半期の登録件数は三種類権利あわせて53万件に達し、19.1%増加した。特許登録件数が28.9%増の10万7千件だった。(国家知識産権網 2012年10月29日)

○ その他知財関連

★★★1. 北京海澱区、来年末までに国際技術移転センターに100社を誘致★★★

北京市海澱区はイノベーション型企業1万300社を抱えている。この中、国の認定したハイテク企業が4142社で、市全体のおよそ60%を占める。今年上半期にハイテク企業による営業収入総額は4119億2200万人民元に達した。海澱区の孟景偉副区長が北京・香港のマスメディアによる共同取材を受けるとき明らかにした。

海澱区は現在、中関村西区を中心とする技術移転集積エリアの建設を進めている。副区長によると、海澱区と市科学技術委員会の共同建設する国際技術移転センターはずでに中関村西区で運用開始し、入居機構または入居予定の機構が当面、21社に達している。「2013

年年末までに100社を誘致するよう努める」と孟副区長が抱負を語った。(北京晨報 2012年10月30日)

★★★2. 「優秀な代理機構と弁理士」選出活動、専門家審査会が開催★★★

中国知識産権報の主催する「2012年度優秀専利代理機構、優秀弁理士」選出活動の専門家審査会が18日、北京で行われた。企業や国家知識産権局の専利審査部門、各地方の知識産権局、業界協会、大学などからの代表が参会した。

選出活動はこの前に専門家評価と社会評価の2段階に分けて進められてきた。専門家評価の段階では各分野の専門家が招かれ、入選対象についての評価、採点を行った。社会評価の段階では主催側は企業や審査官、代理機構、管理当局の関係者などにアンケート票を配布し、約4500件を回収した。

専利代理業界のサービス能力の向上、誠実で高効率な専利代理サービスの促進、代理業界の規範化などが狙いで、代理機構と弁理士は無料で自由に参加することができる。これから公示される受賞リストに異議が提出されなければ、今年の全国専利ウィークに授賞式が行われる予定である。(中国知識産権资讯网 2012年10月19日)

=====
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====
※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved